

8月定例総会議事録

- 1 日 時 令和2年8月28日（金） 午後2時10分～
- 2 場 所 塩尻総合文化センター2階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 増田利司 小澤昇 川窪澄人 米窪初雄 竹原均 小澤治人 西村規男
塩原正 三村明一 小澤邦夫 手塚敏夫 米久保茂 河野秀夫 小原祐司
塚原一郎 小澤博子 伊藤正彦 大塚清司 伊藤正光 塩原令子
酒井芳文 赤堀次男 北沢健司 永井猛敬 小林恵 平林金一郎
山崎憲一 上條幸栄 橋戸勝 神戸博
- 5 欠席委員 神戸稔
- 6 事務局員 溝口事務局長 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容
- (1) 開 会 伊藤 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査
- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号12番の川窪澄人委員と13番の西村規男委員でお願いします。

① 議案第1号 塩尻市農業振興地域整備計画の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全3件 承認</u>

- ・都市計画課 武居補佐・田村事務委員により床尾地区計画制度の説明。
- ・塩原議長 それについて、何か質問等ありますでしょうか？
- ・塩原議長 この地区計画の範囲というのは、どういう単位となるか？
- ・武居補佐 範囲のお話しをします。既存指定集落の範囲の中で20ブロックありますがこの範囲の中で策定、概ね3haくらいあればいいとされています。
- ・平林委員 この青いところだけでしかだめなのですか？
- ・武居補佐 その通りです。
- ・塩原議長 床尾では誰が先頭にたって委員会を立ち上げたのですか？
- ・武居補佐 床尾につきましては、床尾区の土地利用検討委員会で集落の7～8名の方が代表で数年にわたって検討してきた人たちが先頭となってやってきました。
- ・塩原議長 外にありませんか？
- ・三村委員 計画の中には29区画を計画していますが、開発するのは地権者ですか？
- ・武居補佐 開発につきましては、地権者や不動産業者が先頭とたって開発する予定です。
- ・塩原議長 外にありませんか？ないようでしたら、都市計画課のみなさんありがとうございました。
- ・塩原議長 議案審査に入ります。1番を片丘地区でお願いします。
- ・小原委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番1の畑、737㎡

の内25㎡をコミュニティーFM送信所を建てるため農振の除外をするものです。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないことなど、除外の要件を満たします。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、この事業は、公益性が高いと認められる事業の土地収用法その他の法律により収用又は使用できる事業に該当するもので、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・山崎委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番1の畑、3,818㎡を地区計画制度を活用した宅地造成をするため農振の除外をするものです。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないことなど、除外の要件を満たします。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 東京都府中市堤政〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、1,391㎡を地区計画制度を活用した宅地造成をするため農振の除外をするものです。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないことなど、除外の要件を満たします。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。

- ・平林委員 宗賀〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番の畑、929㎡を地区計画制度を活用した宅地造成をするため農振の除外をするものです。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地の利用集積に影響を及ぼさないことなど、除外の要件を満たします。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属する第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全2件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区 全1件 承認	北小野地区

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 東京都八王子市小比企町〇〇〇番地7にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇番1の畑、1,492㎡外1筆、合計面積2,387㎡を、宗賀〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんに経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を片丘地区でお願いします。
- ・西村委員 広丘堅石〇〇〇番地5にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番2の田、399㎡外1筆合計面積554㎡を片丘〇〇〇番地2にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を広丘地区でお願いします。
- ・西村委員 飯山市大字寿〇〇〇番地1にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇番口の畑、247㎡外2筆合計面積673㎡を広丘郷原〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地

区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

塩尻地区 片丘地区 全1件 保留

広丘・高出・吉田地区 洗馬地区

宗賀・檜川地区 北小野地区

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・小原委員 片丘〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番の畑、327㎡外2筆合計面積1,407㎡を、松本市大字寿小赤〇〇〇番地1にある株式会社〇〇〇さんに所有権を移転し、資材置場・駐車場用地として農地転用するものです。

この申請の西側にある隣接する山林は、すでに〇〇〇さんが廃棄物処理場として使われているという情報を得まして、地区会で現地調査を行いました。全体的な地形は窪地で、申請地の東側の山側になりますが、〇〇〇区で所有している農業用水のため池があり、その用水路が申請地の脇を通り、廃棄物処理場の中を流れております。南側は、何枚かの畑と隣接しています。申請地については、問題ないと思いましたが、処理場は、用水路の近くまで廃棄物が積まれているところもあり水路の下流域・周辺農地への影響も心配されるため、〇〇〇区へ問い合わせることにしました。処理場について、区長の話では、区でも大変な問題となっていて、県と連携して対策に取り組んでいるとのことでした。また、この許可申請についても、もう少し時間をかけて結論をだいていただきたいと要望がありました、地区会では、区と業者との交渉の進捗状況をみながら判断しなければいけないと考え、地区会としましては、保留といたしたいと思えます。総会のご意見をお願いいたします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。無いようでしたらこの案件は保留ということで処理したいと思えます。

④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区 全2件 承認 片丘地区 全1件 承認

広丘・高出・吉田地区 全3件 承認 洗馬地区

宗賀・檜川地区 北小野地区

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 6件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届でするので部会としては可といたします。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による届出について

塩尻地区 全1件 承認 片丘地区

広丘・高出・吉田地区	全1件	承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	全1件	承認	北小野地区

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 3件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地保有合理化促進事業による幹旋適格認定について

塩尻地区	全1件	承認	片丘地区
広丘・高出・吉田地区			洗馬地区
宗賀・檜川地区			北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 塩尻町〇〇〇番地に住いの〇〇〇さんが所有します塩尻町〇〇〇番1の田、1,746㎡を自作地売買、保有合理化促進事業により県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑦ 議案第7号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全 7件	承認	片丘地区	全 2件	承認
広丘・高出・吉田地区	全 4件	承認	洗馬地区	全 7件	承認
宗賀・檜川地区			北小野地区		

- ・塩原会長 次の議案に委員に対象者がおりますので、西村委員は退室ください。(西村委員 退室)
- ・増田委員 塩尻地区新規面・筆数0、再設定面積21,636㎡筆数13。合計面積21,636㎡13筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・米久保委員 片丘地区新規面積・筆数0、再設定面積3,794㎡2筆。合計面積3,794㎡2筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・三村委員 広丘地区新規面積3,980㎡筆数4、再設定面積8,780㎡4筆。合計面積筆数12,760㎡の8筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・伊藤正光委員 洗馬地区新規面積4,569㎡筆数2、再設定面積13,286㎡筆数7です、合計面積筆数17,855㎡筆数9です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 新規面積総合計8,549㎡筆数6、再設定面積47,496㎡筆数26。総合計56,045㎡筆数32筆すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・宮原主査 (3件4筆報告)

- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。(西村委員 入室)

⑧ 塩尻市農業経営改善計画認定(認定農業者)について(農政課 倉科主事)

塩尻地区	全2件	承認	片丘地区	全7件	承認
広丘・高出・吉田地区	全2件	承認	洗馬地区		
宗賀・檜川地区			北小野地区	全2件	承認

- ・塩原議長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・倉科主事 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・塩原議長 9番の日本そばの600万・700万はなんですか？
- ・倉科主事 加工品ということで、そば粉を加工してそば粉として販売しているということですよ。
- ・塩原議長 外に意見・ご質問等ありますでしょうか。ないようですので挙手にて承認をとります。認定農業者について賛成の方は挙手をお願いします。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

(4) その他事項

- ①松本農業農村支援センター 北澤氏による概況説明
- ②長野建農業開発公社の概要について
- ③農政懇談会提案書について
- ④その他

(5) 閉 会 伊藤 会長代理

午後3時50分終了